

仕 様 書

1 契約方法等

- (1) 60か月の賃貸借契約とし、賃貸借料は毎月均等払いとする。
- (2) 賃貸借料金には、設置に係る費用（駐車機器入れ替え作業、ループコイル埋設作業、端末結線、データ設定、試験調整等）、既設駐車機器の撤去及び処理費用並びに駐車機器を正常な状態で作動させるための保守に係る費用を含むものとする。
- (3) 賃貸借料金には、動産総合保険料を含むものとする。
- (4) 運用開始初月に、駐車券類を次のとおり納品するものとし、その費用は賃貸借料金に含まれるものとする。
 - ア 駐車券 56,000枚
 - イ 定期券 200枚
 - イ 回数券（駐車料金 100円分の割引データが入ったもの） 7,000枚

2 賃貸借物件（設置機器）

- (1) 賃貸借物件は、新品とし、令和6年7月（予定）に刷新される新千円札に対応したものとする。
- (2) 賃貸借物件は、寒冷地仕様とすること。
- (3) 賃貸借物件は、現在使用している機器と同等の機器とすること。

賃貸借物件	数量	参考：現在使用している機器
発券機	1	アマノ：GT2700
事前精算機	1	アマノ：GT7800
出口精算機	2	アマノ：GT7700
カーゲート	3	アマノ：NT-1500/GT1500
車両（ループ）感知器 ※	2	アマノ：PD-700N
入口表示灯	1	アマノ
カード書込機	1	アマノ：GT-3900

※ 発券機・出口精算機に内蔵

- (6) 各賃貸借物件に求める機能は次のとおりとする。

賃貸借物件	求める機能
発券機	①駐車券は入庫時間及び出庫時間を管理できるもの。 ②入庫台数を管理し、既設の満空表示板（アマノ製）と連動するもの。
事前精算機	①駐車料金の精算及び領収書の発行ができるもの。また、個別の利用データを記録でき、一定時間の利用実績を集計できるもの。 ②金種は、硬貨（10円、50円、100円、500円）及び千円紙幣を取り扱えるもの。 ③券種は、駐車券、定期券及び回数券を取り扱えるもの。 ④上記券種の発券又はカード情報の書き換えができるもの。 ⑤紛失、汚損、磁気不良等により駐車券が使用できない場合も料金精算できるもの。 ⑥料金を受ける金庫は、本体の他に予備を1つ納品すること。

賃貸借物件	求める機能
出口精算機	<p>①駐車料金の精算及び領収書（インボイス対応）の発行ができるもの。 また、個別の利用データを記録でき、一定時間の利用実績を集計できるもの。</p> <p>②金種は、硬貨（10円、50円、100円、500円）及び千円紙幣を取り扱えるもの。</p> <p>③券種は、駐車券、定期券、回数券及び無料券を取り扱えるもの。</p> <p>④上記券種の発券又はカード情報の書き換えができるもの。</p> <p>⑤紛失、汚損、磁気不良等により駐車券が使用できない場合も料金精算できるもの。</p> <p>⑥⑤の料金精算作業は、車両感知器が作動している状態でも行えるもの。</p> <p>⑦料金を受ける金庫は、本体の他に予備を1つ納品すること。</p>
カーゲート	<p>①折れバータイプのもので、施設、歩行者及び車両の支障とならないもの。</p> <p>②出口カーゲートは、既設の出庫警報灯と連動するもの。</p>
車両（ループ）感知器	
入口表示灯	
カード書込機	<p>駐車券、定期券及び回数券の各券種のカード情報の書き換えができるもの。</p>

3 保守

賃貸借物件が正常な状態を保つため、次のことを行うこと。

(1) 定期点検

当該機器に精通した者が月1回行うこと。実施日時については、駐車場管理運営業務の支障とならないよう、事前に発注者と協議の上、定めることとする。また、受注者は点検作業終了後、速やかに当該点検結果等を記載した報告書を発注者に提出すること。なお、点検項目は当該機器の製造業者が定めるものと同等の内容であるものとする。

(2) 緊急対応

故障等が生じた場合、直ちに正常な状態で作動するよう対応とすること。また、受注者は作業終了後、速やかに当該対応結果等を記載した報告書を発注者に提出すること。

(3) 保守業務に係る費用

機器の保守にかかる消耗品及び故障箇所修復部品代は、受注者の負担とする。ただし、回数券の追加作成費用等については、発注者の負担とする。

4 その他

(1) 設置に当たっては、盛岡駅西口地区駐車場利用者の妨げにならないよう留意し、安全管理には十分留意すること。また、発注者及び施設の指定管理者と十分打合せを行うとともに、通常の業務及び施設の運営に支障が生じないよう、最大限留意すること。

(2) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度発注者、受注者の両者が協議して定めるものとする。